

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	— (—)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03321)
地域名 (地域内農業集落名)	志和 (稲藤第一)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	94.09 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	92.46 ha
② 田の面積	88.65 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.81 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	10.55 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	— ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

(現状)
・紫波町の西部に位置する水田地帯であり、圃場整備事業によりほとんどの圃場は30a～1haの区画に整備整備されている。
・水稻は減農薬栽培を基本として取組を行い、生産コストの低減に努めている。
・地域内では水稻及び水稻種子生産のほか、転作作物として小麦、そばの生産が行われている。
・集落営農組織を中心に専業農家3戸と兼業農家27戸で営農活動を行っている。また地区外担い手経営体による入り作あり、担い手への集積率は高い状況にある。
(課題)
・農業者の高齢化や人口減少に伴い、集落営農組織の働き手や後継者が不足してきている。
・農業機械の共同所有による利用を進めてきたが、維持管理や更新に伴う経費負担が大きく、農業経営を圧迫している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻生産及び転作による小麦生産を基本としつつ、集落営農組織を中心とした地域農業を継続していく。
・水稻種子に関しては、平成24年度に設立した法人組織による安定した種子生産及び乾燥調製施設の運営を継続していく。
・稲一加工組合で女性が中心となって取り組んでいる「稲一手打ちそば」を活用した各種そばイベントにより地域活性化を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農作業受託や農地バンク制度による貸借を進め、集落営農組織を中心に農地の集積・集約化を進め、地域全体で効率的な農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	93.74	%	将来の目標とする集積率 93.74 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集落営農組織や個人担い手経営体がすでに耕作している農地を中心に集積を進め、段階的に団地化を進めていき、農作業の効率化や経営コストの低減を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
集落営農組織への農地集積、集約化を基本とし、地域ぐるみで効率的な農地利用を進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
地域全体で農地集積、集約化を進めるため、行政と連携しながら農地中間管理機構を活用し、円滑な農地利用調整を実施していく。	
(3) 基盤整備事業への取組	
既に基盤整備事業が実施された区域であるが、整備からかなりの年数が経過しているため、畦畔や水路などの維持補修が必要となってきている。現状は、多面的機能支払交付金活動組織や水利組合と中心に必要な整備を行い、適正な維持管理を行っていく。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
行政やJAなどの農業関係機関と協力し、新規就農希望者や定年後に就農を予定している者など、多様な形で農業に携わる人材を募集し、地域ぐるみで育成していく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
行政等関係機関からの情報提供を受けながら、草刈など現在農業者の大きな負担となっている農作業を中心に、農業支援サービス事業者の活用を検討していく。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①クマやシカ、イノシシなどの野生動物による被害が拡大しているため、行政・JAと連携し、見回りや電気柵設置など適切な鳥獣被害対策を実施していく。				
②引き続き、水稻や転作作物に関しては減農薬栽培に取り組んでいく。				
③高性能なりモコン式草刈機や農薬散布用ドローンの導入を検討し、農業作業の負担軽減や省力化を積極的に進めていく。				
⑦多面的機能支払交付金活動組織や水利組合と連携し、農地や水路、農道などの保全管理を行い、地域ぐるみで農村環境を守る取り組みを進める。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
集	集落営農1	水稻、小麦、そば	73.53 ha	ha	水稻、小麦、そば	73.53 ha	ha	集落1	
集	集落営農2	水稻、小麦、そば	3.95 ha	ha	水稻、小麦、そば	3.95 ha	ha	集落2	
集	集落営農3	水稻、小麦、そば	6.40 ha	ha	水稻、小麦、そば	6.40 ha	ha	集落3	
集	集落営農4	水稻、小麦、そば	0.09 ha	ha	水稻、小麦、そば	0.09 ha	ha	集落4	
集	集落営農5	水稻、小麦、そば	0.33 ha	ha	水稻、小麦、そば	0.33 ha	ha	集落5	
認農	認定農業者1	水稻、露地きゅうり	1.48 ha	ha	水稻、露地きゅうり	1.48 ha	ha	認農1	
認農	認定農業者2	水稻、繁殖牛、小麦、そば	0.46 ha	ha	水稻、繁殖牛、小麦、そば	0.46 ha	ha	認農2	
認農	認定農業者3	水稻、繁殖牛、小麦、飼料作物	0.92 ha	ha	水稻、繁殖牛、小麦、飼料作物	0.92 ha	ha	認農3	
認農	認定農業者4	水稻、繁殖牛、飼料作物	1.05 ha	ha	水稻、繁殖牛、飼料作物	1.05 ha	ha	認農4	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		88.2 ha	0 ha		88.20 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

志和（稲藤第一） 目標地図

